

町民課からのお知らせ

岐阜県後期高齢者医療保険料の保険料率について

○保険料率の見直し

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※×所得割率」の合計となり、保険料率は、2年ごとに見直されます。本年度および平成29年度の保険料率は、次のとおりです。

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除）

区 分	平成28・29年度	平成26・27年度	増加する額(ポイント)
均等割額	42,690円	41,840円	850円
所得割率	8.55%	7.99%	0.56ポイント

・一人当たりの保険料(試算)について

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料軽減措置があります。軽減後の被保険者の一人当たり保険料を比較すると4.3%の増加が見込まれます。

区 分	平成28・29年度	平成26・27年度	増加する額(率)
一人当たり軽減後保険料額(年額)	59,272円	56,843円	2,429円(4.3%)

・保険料の増加を抑制します。

平成28年度および平成29年度の一人当たり保険料額は、何ら保険料の増加抑制策を講じない場合、11.2%の増加が見込まれます。このため平成27年度末までに生じると見込まれる剰余金の活用および県に設置してある財政安定化基金を活用することにより、一人当たり保険料額の上昇を4.3%にとどめます。

<保険料が増加する主な要因について>

ア 一人当たり医療給付費が伸びています。

医療の高度化等により、高齢者の一人当たり医療給付費は年々増加しており、平成28・29年度は、2年分で約2.78%の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成26年度および平成27年度が10.73%でしたが、平成28年度および平成29年度は、10.99%に改定されました。

・均等割保険料の2割軽減および5割軽減の対象者を拡大します。

低所得者の負担軽減の観点から、2割軽減および5割軽減について所得基準額の引き上げが行われます。

・本年度の後期高齢者医療保険料は、7月中旬に通知します。

後期高齢者医療制度にかかる医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。

制度にかかる医療費負担のしくみ

医 療 費		
窓 口 負 担	医療給付費	
	公費(国・県・市町村)約5割	
	現役世代からの支援金 (74歳までの方の保険料) 約4割	被保険者の保険料 約1割

□お問い合わせ

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368

役場1階 町民課 医療年金係 ☎43-2111(内線2115)